

航空法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案 参照条文

○航空法等の一部を改正する法律（令和四年六月十日法律第六十二号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中航空法附則第五条の改正規定及び附則第三条の規定 公布の日
- 二 次条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日